

ゴールデンウィークにおける医療提供体制の確保

ゴールデンウィークにおいても、相談・外来受診・検査・療養先調整・移送まで、一連の患者対応が目詰まりなく行えるよう、長期休業を行う医療機関が多いことから、外来・入院医療体制を確保する観点から医療機関等へ体制確保費を支援

対象期間 4月29日（祝・木）～5月5日（祝・水） 7日間

1 外来医療

(1) 「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の確保

- ・健康福祉事務所・保健所と郡市区医師会等が協議のうえ、地域の実情に応じて「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の診療・営業の実施、輪番制による対応等を要請

(2) 「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の診療・営業に対する支援

- ・診療・営業に要する経費を支援（年末年始対策と同様）

診療・営業 1日あたり @15,000 円

2 入院医療

(1) 新型コロナウイルス感染症入院医療体制の確保

- ① GWの入院対応について、通常と同様の体制確保を各医療機関に要請
- ② 保健所及びCCC-hyogoの入院調整業務も通常と同様

(2) 入院患者受け入れに対する支援

- ・入院医療機関に対する運営に要する経費支援を増額（年末年始対策と同様）

入院 1日あたり @12,000 円/人 → @24,000 円/人

〔	(例)	軽症	@24,000 円/日 × 5 日
		中等症	@24,000 円/日 × 10 日
		重症	@24,000 円/日 × 20 日
〕			